

市の自然と環境を守る会
代表

福山の環境を守る会
代表

歴史的港湾福港を保存する会
代表

代表

世帯と会が津守の町づくり・福港の埋立架橋問題は住民・市長の権限をめぐって

羽田市長への公開質問状

(1) 公有水面埋立法の原理・構成および解釈についてどう認識しているのか。法の問題、今日の到達点をどう認識しているのか。また、瀬戸内海環境保全臨時措置法の基本方針についてどう認識しているのか。これら両法律の関係、とくに自然と社会環境への配慮などについて明確にお答え頂きたい。

(2) 二〇〇三年に三好前市長が排水権利者の全員同意が得られないと断念を断念し、県も事業凍結を表明した経緯があるが、その問題は、その後のほんのわずかな期間にどう改善され、どう具体的にクリアーできたかと認識しているのか。

併せて、当時の市と県の事業凍結という認識が、その後、今日の認識、すなわち完全同意がなくても事業推進・出願可能との認識・判断に至った根拠について納得できる説明を求めたい。

(3) 二〇〇三年当時、排水権は二十件、その内の不同意が三件と説明されているが、現在も同じ認識なのか。

排水権の概念、その認識について明らかにされたい。並びに、市が排水権利者と認めている以外にも同意を得なければならぬ排水権利者が存在しているのではないかと、回答を求めたい。また、港に面し、後背地に居住する住民は等しく著しい否定的影響を受けることを厳重に指摘しておきたい。

(4) 福山地区道路港湾計画検討委員会とマスタープランに関連して以下の諸点に回答を頂きたい。

①当初の都市計画決定では道路幅七メートルとしていたものが、歴史的港湾福港の整備事業では道路幅(架橋幅)が歩道も含めれば約二十メートルとされている。代替道路の考え方からするとなぜそれ程の道路幅が必要なのか。明確に答えて頂きたい。

②市長は、埋立て架橋事業が圧倒的多数の福地区住民の抱える問題を解決する事になると繰り返し表明されているが、圧倒的多数の福地区住民の抱える問題とは何か、それが解決できるとする点について説明して頂きたい。

③また、十年以上と想定される長期に及ぶ事業過程で想定できる諸問題、発生する地域住民・事業者などへの否定的影響・災厄などについて考えているのか。それらに対してどのように対応し責任をとるのか、周辺の関係者が納得できる説明を求めたい。

④加えて、市民・県民の税金数十億から百億以上と想定される事業費を投入する計画となっているが、それにふさわしい経済効果を得られるのか、明確に答えてもらいたい。関連して、山側トンネル案の提案が当初から行われてきたが「福の抱える問題を解決する事にならない」との判断に至った論議の内容を、立ち上った検討を行った事実を示して頂きたい。

(5) なぜ、これら諸点について厳しく回答を求めたのかという点、福山市は、歴史的遺構の保存や街中の交通繁雑解消や防災救命救急、漁業施設の確保、駐車場と観光・街中へのアクセス確保、フェリー桟橋など、あたかも住民の切実な要求解決のためという理由をあげながら、実際は通過交通路と産業道路の建設によって住環境悪化(騒音、排気ガス、振動、ゴミ問題など)にでもある公害道路の出現(や景観破壊、港周辺の事業者の営業への悪影響など)、予想される懸念に対してほとんど説明していないばかりか、その対策については一言も言及していないからである。事業当該地域と港周辺で商売をしたり居住している住民の方々の生活・営業と生存への不安は益々募るばかりである。翻って世界でも日本でも、観光の概念・目的も大きく変化し、また住環境の在り方も、ヒューマン・スケール、コンパクト・シティなど人に優しい町づくりと地域活性化が探られている。歴史的な遺構や有形・無形の伝統文化が人々の生活のなかに豊かさや潤いをもたらすものと、関係者によって血の滲むような努力、大切に保存・保全しようとの覚悟がなされている。現在の埋立て架橋計画は、地元住民の願いにも新しい時代の流れにも逆行するものである。

先般来、国や県が福地区住民をはじめ福山市民の合意形成に与くすよう求めたことに対して、福山市がおこなったことはフェーイ合意形成を求める手法ではなく、いつも結論先ありきの「合意形成」のせしめ、アリバイづくりの過ぎなかつたところを、多くの市民や町民が痛感しており、その行政手法の異常性を改めて厳しく指摘しなければならぬ。

専断「朝まで」くり意見交換会(昨年六月と八月開催)は極めて混乱した開催となつたし、その修復もなされず傷口は大きく広



がたままになっている。案内をした団体から参加ポスターや抗議文が提出されたことに対して全く無視という状態となつて
いる。これは、市長が喧伝する意見交換と言へるものでも、多数の合意が得られたというものでも全くなかった事を示しているし、
多くの心ある町民、市民、職者の共通した感想でもある。市が作成したホームページでも、議会答弁でも、こうした地域住民との
合意形成への誠実な努力、態度は露ほども見られず、いつもすれ違い、かみ合った説明は一度もなされていない。特に今年に入っ
てからの行政姿勢・羽田市長の行動は行政への不信感を大きく深めさせている。

市長は、住民の圧倒的多数が専業に賛成していると様々な場で繰り返しているが、前市長と当時対応した奥知事（現藤田知事）
は、その認識に至らなかつたため事業の凍結という結論を表明された。ところが羽田市長はこうした経緯を無視し、市長選挙の公
約を事業推進の根拠としているが、投票日前日の新聞世論調査では、事業推進を求める声は二割に満たず、七割以上が推進でなく
代表検討、話し合い継続の意思を表明している。また、轄地区住民の圧倒的多数が賛成という、二〇〇四年六月提出された「轄地
区道路港湾整備事業の早期実現に関する要望書」と付された署名については、回覆板「署名」や業界締め付けなど、ゆがんだ手法
手続きによつて集約されたものであり、専業を偽る虚構の「意思表明」といわざるを得ない。こうした虚構の意思表明を根拠にお
け、羽田市長の繰り返す「九割以上が賛成」「圧倒的多数が賛成」の主張は、市民をはじめ県・国の行政を欺くものと言わざる
得ず、許されないものである。

また、この間、二〇〇六年一月十二日に九団体が申し入れた「話し合いの場合・事業内容と計画の再検討を求める要望書」の提
出でこれに付し示した署名によつて完全に崩れ、すでに事業推進の正当性は失われている。

この署名に示された意思は、瀬港に直接隣接する関係住民からは過半数、地域全体でも三割に及び住民から再検討、若しくは
反対の意思が強烈・明白に表明されているからである。※一月十二日に綱架橋計画の再考を求め、広島県と福山市に対して轄町内
分として千二百六十四人（別に百二十四人の綱架橋住民の署名、これは全言数の二十七・六％にあたる）が示され、県、市ともそ
れぞれ担当部署の責任ある役員が対応（土木部長と港湾河川課長が対応）した。これはマヌコミ各社が広く報道し、多くの住民
・市民が知るようになった。

この九団体の要望書（申し入れ）に対して県は「市とよく話し合つてほしい」「市は」再検討する場を設けることはできない」
とそれぞれ不誠実な意思表明を行っているが、「再検討をする場を求めるという」要望については端から認めないという事であり、
遺憾と言わざるを得ない。市長の三月議会答弁はその後の行動は、住民の中に渦巻く声を無視するものである。

「住民の大多数が埋立て架橋の早期実現を要望していると受け止めている」との認識と答弁がなされているが、これは行政側の
シナリオにそつた結果の見方を示しただけである。市長は、反対住民の意思表明をあくまで黙殺し、一方的な事業推進の態度を繰
り返し表明されている。「協働の町づくり」を骨々表明しているが、関係住民とそれを代表する団体の声に耳を貸し、意見をじっ
くり聞くという姿勢はないのか。住民の意見を無視し事業を進行しようとしていることは陳腐とらわざるを得ない。

また、住民同士を対立・反目させる行政手法すなわち、轄町内会連絡協議会や高齢者クラブ連合会、朝鉄協同組合連合会など
の団体に、その性格・目的から逸脱する問題（轄地区道路港湾整備事業計画）を扱わせ、十分な説明も民主的な手続きも経ないま
まで「一方的な多数決議」によつて事業推進を図るやり方が行政の本来の在り方かということ厳しく問わなければならない。こ
うした手法によつて住民同士が将来に亘り、子々孫々に感情対立と遺恨を残し、取り換えしのつかないことになることを深く憂慮
している。

市長は、埋立ての利益が損害を上回るという要件を満たせば、全排水権利者の同意を得なくても免許は可能」とこの立場に立っ
ているようであるが、埋立ての利益よりも損害の方がはるかに上回るからこそ排水権利者は元より、地元地域関係住民の多数が計
画の再検討を求めているのである。それは、要望署名（一月十二日署名）の数字によつて十分示されている。加えて機械的反対で
はなく、行政に対して具体的な提言書（一〇五年八月改訂版）・代替案を示して計画の変更を求めている。

最後に、半世紀以上の都市計画決定や二十有余年が経過した綱の埋立て架橋計画が再検討され、情勢と時代の変化にふさわし
い計画の在り方を住民多数の新たな問題意識と結び付けて探っていくことが必要であり有意義ではないのか。公共事業の在り方
も国と地方自治体で活発に議論され、発展的・前進的な流れが生まれてきている。福山市がそういう進歩的な流れを促進する役割
を果たされることを願つてやまない。国の指導方向として「再評価対象施策の要件について、次のような」時のマヌミの三要件
が示されている。①施策が長期間停滞していると思われるもの ②時の経過の中で施策を取り巻く社会状況や住民意識の変化
などにより、施策の価値または効果が低下していると認められるもの ③施策の目標な推進に課題を抱えており、施策が長期間停
滞する恐れがあると認められるものとしていっている。この時代の流れ、また、全国と世界（国際機関）が求めに耳を傾け、市と県行
政が従来方針に固執せず、地元住民が粘り強く強く住民の意向を汲み上げ、繰り返し要望・提言を行つてきた対策「新たな
時代に向けた綱のまげづくり」活力ある地域再生と心豊かなまちづくり「など」を積極的に検討し、本日の住民合意によつて
まげづくりをさらに強く求めるものである。

福山市長 羽田 敏

文書によつて六月四日までに回答を求めた。